⑯　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２⑴に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑰～⑱　第１号５⑮～⑯に同じ

6　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Route 357 Tokyo port tunnel (No. 2).

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 20 November 2013.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 26 February 2014 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 26 February 2014).

⑹　The same with notice above (NO. 1)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月21日

契約責任者　中日本高速道路株式会社
名古屋支社長　太田　睦男

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新東名高速道路　浜松いなさＪＣＴ～観音山トンネル間道路情報板設備工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所　自）静岡県浜松市浜北区
至）愛知県豊川市萩町

⑷　工事内容　本工事は、新東名高速道路　浜松いなさＪＣＴ～観音山トンネル間における道路情報板設備の設置を行うものである。

⑸　工事概算数量
道路情報板設備　92面
逆走防止設備　２箇所(設楽原ＰＡ(上下))
可変式速度規制標識設備　60面

⑹　工期　契約締結の翌日から450日間

⑺　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑻　本工事は、入札時に技術資料作成要領の設計図書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。）において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案(以下「技術提案」という。)及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（機器型）の適用工事である。

⑼　本工事は、落札者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議（以下「確認協議」という。)を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。

⑽　本工事は、現地施工にかかる費用のみを低入札調査の対象とする工事である。

⑾　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は、郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札(郵送入札)運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⑿　本工事は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照)

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　競争参加資格要件

①　単体の場合
開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「交通情報設備工事」の参加資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)であること。

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合
開札時に「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち「交通情報設備工事」の参加資格を有している２者で構成された特定建設工事共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く)でないこと。又は、この条件を満たす２者構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成10年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。なお、求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。)

１）単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者
求める実績１　遠方の中央監視制御設備から、ＨＤＬＣ又は、ＴＣＰ／ＩＰの伝送手順による制御監視が可能な、公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）として設置されたＬＥＤを用いた可変式の屋外表示設備について、下記①から③に示す全てを実施した工事
①　機器の製作（製造委託を含む）
②　機器の設置
③　試験調整
求める実績２　断面交通量が2.5万台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事
※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。
①　料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。
②　自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

２）特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める実績１　遠方の中央監視制御設備から、ＨＤＬＣ又は、ＴＣＰ／ＩＰの伝送手順による制御監視が可能な、公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）として設置されたＬＥＤを用いた可変式の屋外表示設備について、下記①から③に示す全てを実施した工事
①　機器の製作（製造委託を含む）
②　機器の設置
③　試験調整
求める実績２　断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事
※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。
①　料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。
②　自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。